

議案第108号

公の施設(宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター)の指定管理者の指定について

資料5 これまでの指定管理の経緯

指定管理者制度導入前			
平成 元年度～17年度【安倉西身体障害者支援センター】(※1)		社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会 に委託	
平成 14年度～17年度【安倉児童館】			
平成 14年度～17年度【安倉南身体障害者支援センター】			
指定管理者制度導入後			
選定年度	指定期間	公募状況等	指定管理者
平成 17年度	平成 18年度・ 平成 19年度(2年間)	公募によることなく 選定(※2)	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
平成 19年度	平成 20年度～ 平成 24年度(5年間)	公募による選定 応募 1 団体	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
平成 24年度	平成 25年度～ 平成 29年度(5年間)	公募による選定 応募 1 団体	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
平成 29年度	平成 30年度～ 令和 4年度(5年間)	公募による選定 応募 1 団体	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
令和 4年度	令和 5年度～ 令和 9年度(5年間)	公募による選定 応募 1 団体	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

(※1)

重度障害者デイサービス事業については、昭和 59 年度から社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会へ運營業務を委託しています。平成元年度に現在の場所へ移転したことに合わせて、施設の名称を身体障害者デイサービスセンターに変更しました。

(※2)

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、「指定管理者制度」が導入されることとなり、本市においては、平成 16 年 9 月に「宝塚市指定管理者制度導入への対応方針」を定めました。

社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を含む外郭団体等が管理する公の施設の指定管理については、「指定管理者制度導入に当たっての外郭団体等の取扱い方針」の「外郭団体等に管理を委託している公の施設については、法律に基づき本市が指定管理者制度を導入する平成 18 年 4 月から 2 年間を限度に、公募によらず現在の公の施設の管理を委託している外郭団体等を指定管理者の候補者とすることができるものとする」という取扱いに従い、対応しました。